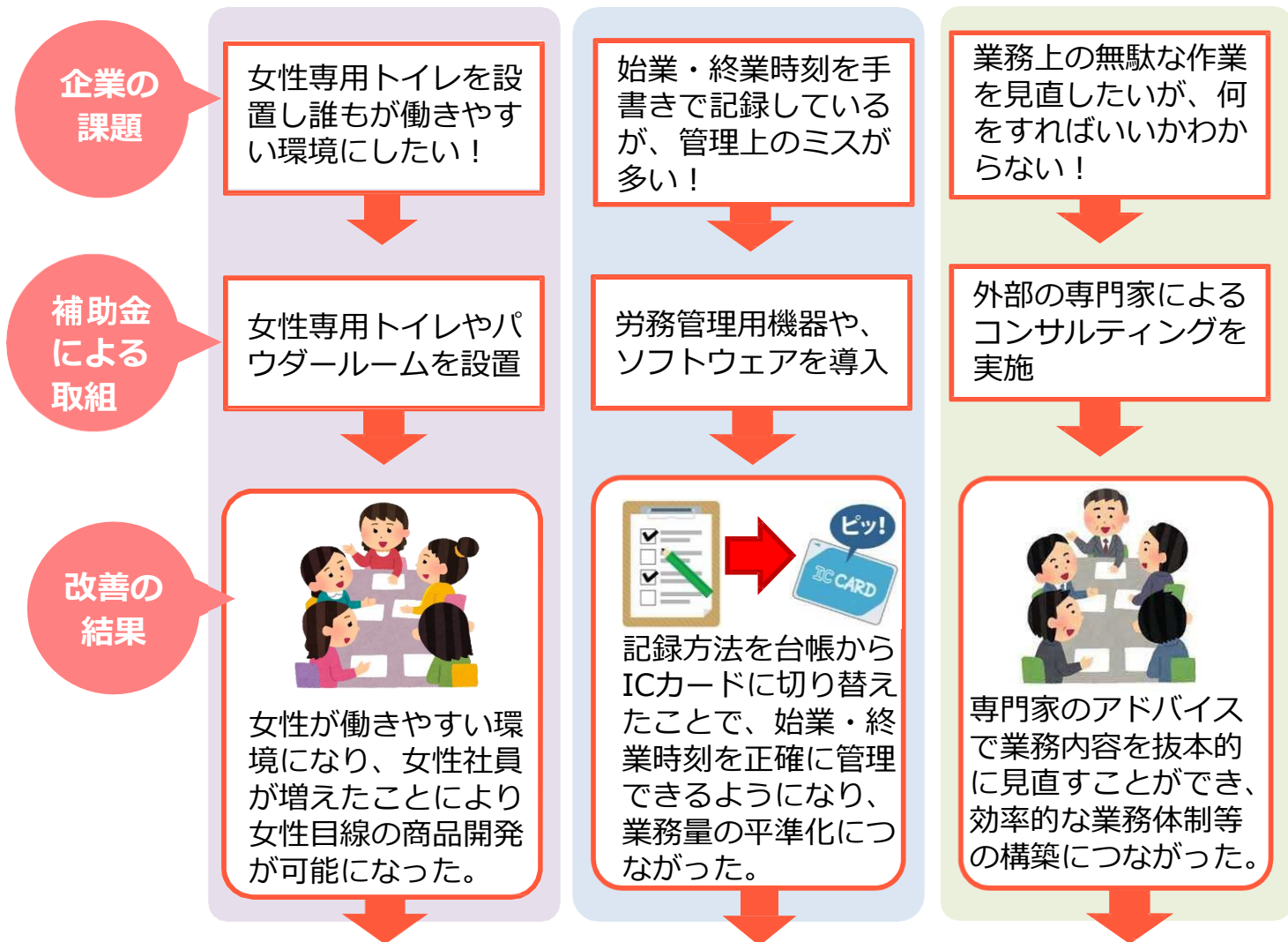


多様な働き方推進事業補助金

仕事と家庭の両立へ向け、多様な働き方の仕組みづくりを進めるとともに、人手不足が顕著な高浜町内の人材確保・定着の促進を目的に、**多様な働き方を推進する町内企業を支援します**。是非ご活用下さい。

補助金の活用事例



職場環境の改善や生産性の向上を図ることにより、働きやすい職場づくりが可能に!! 働きやすい職場には人材が集まり定着する!!

補助率／補助対象経費の3分の2以内

補助金額／**上限50万円**

補助内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

お問合せ先：総合政策課 TEL 72-7711 / FAX 72-2889



補助金概要

補助対象者

高浜町内に事業所を有し、かつ「働き方改革や職場環境改善に資する行動宣言」を行う中小企業または中小企業事業者で構成された団体及び高浜町内在住の個人で構成された団体であること。

補助対象事業の内容

- ①仕事と生活の両立支援及び人材の確保・定着に向けたコンサルタントの導入など自社の多様な働き方を推進する事業
- ②多様な働き方を支援する情報通信機器などの設備、保育施設等の設置
- ③多様な働き方の推進に向けた施設整備
- ④多様な働き方の理解促進に向けた社内研修の実施、各種セミナーへの参加
- ⑤正社員として雇用した町外者が町内の賃貸住宅に転居し高浜町内に住所を有した者の家賃助成補助を雇用者が実施した場合
- ⑥多様な働き方の推進の取組を発信し、人材確保に繋げるための企業説明会への出展、PRグッズの作成、人材紹介の活用、求人媒体への掲載
- ⑦その他高浜町長が認める事業

活用事例

- ・共用のサテライトオフィスや保育施設の設置
- ・女性専用施設の整備費用（WC、パウダールーム、更衣室等）
- ・テレワーク勤務に必要な機器の導入費用
- ・業務共有・効率化のためのIT設備費用
- ・中小企業診断士や社会労務士へのコンサルティング費用
- ・企業説明会への出展や求人媒体への掲載費用、HP整備費用など

対象経費

講師謝金・旅費、消耗品費、印刷製本費、教育研修費、広告宣伝費、出展費、ホームページ作成費、求人媒体作成費、役務費、委託料、備品購入費、多様な働き方の推進に繋げる機器のレンタル、リース及び購入費並びに施設整備費、賃貸家賃補助3か月分、その他高浜町長が必要と認める経費

※講師謝金の単価は、その金額が社会通念上妥当なものであること。

※原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象外

補助対象期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）